

令和4年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年10月25日(火)

令和4年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年10月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	岩田保 金井てる子		
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号8番 尾崎 保幸 委員 議席番号9番 小林加代子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月の3条案件は4件です。1番から3番につきましては、譲受人は上里町にお住まいの〇〇〇〇さんになります。</p> <p>1番ですが譲受人 上里町〇〇〇▽△△番地 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△番 面積は489㎡、地目は畑、農業振興地域内の青字です。譲受人の居住地から25メートル、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが、耕作面積2万2400㎡です。内自作が5200㎡、借受が17200㎡でございます。貸付地、不耕作地はありません。従業者数は3人、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台等所有しています。主に米麦、きゅうりを作付けしております。譲受人は59歳の専業農家です。自宅に隣接する農地を買い受けて経営規模を維持するため、申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人は1番と同じです。譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は303㎡、青地の農地です。地目は畑、受人の居住地から申請地までは約35m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項は1番と同じですので割愛させていた</p>

		<p>できます。自宅に隣接する農地を買い受けて経営規模を維持するため申請となりました。</p> <p>3番ですが、譲受人は1番と同じです。譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は452㎡、青地の農地です。地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約50m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項は1番と同じですので割愛させていただきます。自宅に隣接する農地を買い受けて経営規模を維持するため申請となりました。</p> <p>4番ですが譲受人 上里町〇〇〇▽△△番地 〇〇 〇〇氏、譲渡人 熊谷市〇〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△番 及び大字〇〇△△△の△番の2筆になります。面積は①が2776㎡、地目は畑、譲受人の居住地から750㎡です。②は面積392㎡、地目は畑、農業振興地域内の青字です。譲受人の居住地から1450メートルです。権利内容は2筆とも売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが、耕作面積18万1847㎡。内自作が21,876㎡、借受が159,971㎡でございます。貸付地、不耕作地はありません。従業者数は4人、トラクター6台、コンバイン2台、田植機2台等所有しています。主に米麦、露地野菜を作付けしております。譲受人は71歳の専業農家です。以前より借りていた農地を買い受けて経営規模を維持するため、申請となりました。</p> <p>議長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>岩田 保委員 1番から3番について 問題ありません。</p> <p>馬場 弘次委員 4番について 問題ありません。</p> <p>議長 ありがとうございます。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>議長 質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
--	--	---

<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 救使河原〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 241㎡、山林と一体利用により1190㎡になります。地目は畑、権利内容は永年の使用貸借権設定になります。転用目的は資材置場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在敷地を借用して資材置場として利用しておりますが、このたび祖父所有の用地を借用でき自宅にも近いことから、資材置場の移転をたく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 福岡県〇〇△△△△ ㈱〇〇 〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△△の△ 〇〇 〇〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△△の△外7筆 3, 696㎡、地目は田と畑、権利内容は30年間の賃貸借権設定、転用目的はドラッグストア、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地周辺は住宅、学校などがあり立地条件もよく、生活道路に面しアクセスが良い事もあり、集客が見込まれることから申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△△の△ 236㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の3人で借家暮らしをしておりますが、手狭であることから自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ ㈱〇〇〇〇、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△の△外3筆。面積は9, 519㎡、地目は田、権利内容は1</p>

		<p>年間の賃借権設定、転用目的は表土置場・搬出入路です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から10メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	安原 和夫委員	<p>1番について 現地確認しましたが、問題ありません。</p>
	相川 和明委員	<p>2番について 問題ありません。</p>
	戸矢 活夫委員	<p>3番について 問題ありません。</p>
	蓮 博政委員	<p>4番について 問題はありますが、実は現場確認しましたら、この場所のすぐ向かって左側、航空写真みると左側の反対側に3本ハウスあるのがわかりますか。ここにまた盛土の高いのを作っちゃったんですよ。そうすると、このハウスに朝日が当たらないんですよ。なんとかしてくれないかという話を、このときされたので、地元ですから、とりあえず話だけしてみたら、これで商売やってるわけですから、その辺のところは臨機応変の対応でいいんじゃないですかって話はしたんですけども、こういった問題は前々回に高さ制限って話をしましたけど、高さ制限とはまた別途の問題で、作ってる耕作をしてる作物に影響があるという形になると、その辺はいかががされますか。</p>
	事 務 局	<p>農業委員会の意見という形で、これはお伝えして、近隣の農業に影響のないようにしていただくのが基本ですから、お話をさせていただきます。</p>

	蓮 博政委員	これからの時期ですから、ハウスに仕込んだものがだいたい想像がつくかもしれませんが、朝日ですから作物に多く影響があり、耕作者が非常にその点について心配されて私に相談してきましたので、一応お伝えして何とかお願いしてもらいたいと思います。非常に高いんです。この山は。
	事務局	はい、わかりました。現場の方を確認させていただいて、こちらのハウスの東側の山っていうことでよろしいですかね。
	蓮 博政委員	今回の該当地のすぐ近くです。
	事務局	ハウスが横に3本あって。午前中、日が上がってきて、影地になるというような事ですね。わかりました。注意の方させていただきます。
	議長	事務局から一応注意してもらおうことでいいですか。また、まだ何かあったら事務局の方に連絡して下さい。そういうことでよろしいですか。
	議長	それでは質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
	細井 登委員	すいません。今の件なんですけれども、高さ制限って前問題になりましたけども、高さ制限は何メートルでしたっけ。私もわかんなかったんで議事録を見たんだけど、議事録に載ってないんで。
	事務局	はい、お答え申し上げます。高さ制限は5メートルです。
	議長	他に質疑ありますか。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。

日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案） について	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4、議案第30号、農用地利用集積計画(案)について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>それでは議案第30号、農用地利用集積計画案につきましてご説明させていただきたいと思いますので、5ページをお開きください。上里町では5月1日と11月1日設定の年2回の利用権の受付を行っております。今回は11月1日からの設定としまして、農業委員会に提出のありました利用権について審議の程お願いいたします。内容については、6ページに概要表が載っておりますのでそちらをご覧くださいと思います。左から、利用権の期間、利用権の設定面積、田んぼ又は畑ということで載せてありまして、次に借り手、貸し手になります。一番右側に賃借料の平均値が載っております。表の一番下に合計面積が載っておりますので、ご説明いたしますと、田んぼが4万7,049㎡、畑が12万9,650㎡の申請がありまして、合計で17万6,699㎡となっております。全部で130筆です。詳細につきましては、7ページから10ページまでに全筆、載せてあります。7ページの表の見方ですけれども、まず左頃に農地の地番次に地目別の面積、そして利用権を受ける耕作者、耕作者の方の今現在の耕作面積、住所と名前になります。次に利用権の設定をするものとして、地権者のお名前とご住所です。設定する利用券につきましては、内容が畑か田んぼ、また期間について載せております。今回の申請内容を見ますと、新規と再設定の件数がほぼ同じ件数、だいたい半分半分です。また中間管理の方が進んできている関係がありまして、利用権の設定につきましては件数が永年減ってきているという感じです。合計面積ですが10ページの一番下になります。先ほど申しましたけれども、全部で130筆、田んぼが4万7,049㎡、畑は12万9,650㎡で合計で17万6,699㎡の申請がありましたのでよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
	議 長	ただいま説明がありましたが、岩田保委員、金井てる子委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いいたします。

<p>日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画「期間 借地(案)」について</p>	議 長	それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議 長	よろしいですか。 質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 ～全員挙手～
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り承認とすることに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。退席されている委員の復席をお願いいたします。
	議 長	事務局に申し上げます。復席をお願いいたします。
	議 長	日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画「期間借地」(案)について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>【議案説明】</p> <p>ひびきの農産及び本庄にありますけや木穀作に麦を出荷する方々が設定する11月から6月までの期間借地です。期間借地につきましても審議が必要になります。12ページをお開きください。12ページから14ページはひびきの農産(株)が期間借地の設定をしている農地です。左から土地の所在、地番、地積、貸付人になります。次に設定年度、貸付年数、土地の地権者名です。空白の農地については地権者と耕作者が同一の場合になっております。14ページの合計ですが82筆、田が99,527㎡、畑が28,534㎡、計128,061㎡になります。次に15ページをお開き下さい。本庄市の農事組合法人けやき穀作が期間借地の設定をしている農地です。上里町に4筆借りており麦を出荷しております。面積は田んぼが6,534</p>

[その他]	議 長	<p>m²、畑が1,000m²、併せて7,534m²になっております。こちらの期間借地につきましても、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議 長	<p>ただいま、事務局による説明がありましたが、議事の参与につきまして、岩田委員おかれましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案通り承認したいと思っておりますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～全員挙手～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案通り承認することに決定いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。岩田委員の復席をお願いします。</p>
	議 長	<p>以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。</p> <p>つづきましてその他としまして事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化活動の推進について（情報交換会） 今後タブレットが導入された場合には、研修しながら、使い慣れていくという方向で考えております。 ・次期、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について 来年の7月に委員の改選があるが、スケジュールについては農業委員、農地利用推進委員ともに、2月 	

<p>[閉 会]</p>	<p>会 長 代 理</p>	<p>から3月にかけて、広報等に掲載し、ホームページにて募集を行い、公募というような形をとります。 4月に入り評価委員会にかけ、さらに農業委員は議会の承認を得ることになっているため、6月の議会に提案をさせていただき、承認をいただく。7月に入り、農業委員は、任命という形になり、農地利用最適化推進委員は農業委員会からの委嘱というような形で進みます。</p> <p>・次回の農業委員会日程について 11月25日金曜日 場所は未定。 以上です。</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。 これをもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>
--------------	----------------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年10月25日

議 長

印

(尾崎 保幸委員)

署 名 人

印

(小林 加代子委員)

署 名 人

印